



鹿志村清一議員

秋葉原—笠間間の高速バス運行の乗り入れについて

利便性向上のため、友部インター付近に停留所を

問

①高速バス再開の要望が市長・議長から事業者へされていた。笠間市の観光・産業への誘客に高速バスを利用した企画の提案が必要ではないか。②行政はバス乗車率の向上を図り、事業者の期待に応えるべきではないか。③高速バス維持のための補助金の必要性について。

答 産業経済部長

①臨時バス「菊まつり」号は十分に利用されたとは言いが、PR効果、新たな課題の発見があったことから、関係機関と協議しながら産業面の活動を推進していきたい。

答 市長公室長

②通常料金で激減した乗客数が、12月から往復2500円に改定したことで増加傾向に転じた。持続可能な公共交通となる

よう、行政として広報媒体を通じて広く市民に周知し、公共交通の利用促進・安定化を図る。

③バス会社は採算性を見込んで高速バスを運行している中で、運行継続に向けた連携支援はするが、補助金は考えていない。

問 ①商工関係、各種団体との調整会議に、年一、二回でもバス事業者と同席を求めて意見を聞く必要があるのではないか。

②運賃の補てんをしたのに乗車率向上に結びつかなかった菊まつり号の例に学び、年間を通してどういった方向性と企画で運賃の助成をするか、考えを聞きたい。笠間発見伝の運営についても伺う。友部インター付近の遊休地を市が借り上げ、駐車場兼高速バスの停留所を設置することを検討できないか。

答 産業経済部長

①情報交換の機会をつくることは必要なので、市も支援・推進する。②③拙速でPR不足だった菊まつり号の教訓を生かし、来年に向けて考える。現行の笠間発見伝のプランは朝9時40分笠間市内出発の日帰りプランになっており、高速バスの運行時刻には対応で

きないため、隣接市町との「いばらき三遊記」などでの活用を検討したい。

答 市長公室長

②遊休地を借り上げの件は、高速バス運行再開時にバス事業者と事前協議をしたが、地形の問題等があり、実現していない。今後茨城交通と協議し、停留所、駐車場の設置が可能か、検討したい。

問 リピーター客確保のために、バスの往復利用券をキャンペーンの景品に使うように関係機関に働きかけるのも市の役割ではないか。

答 産業経済部長

バス往復券の景品利用については、市として提案や十分な話し合いをしていきたい。



高速バス停留所設置が望まれる友部IC付近

笠間市内のトイレ施設のあり方について

地場産材を利用した簡易トイレの設置を

問

①市内ハイキングルート等でのトイレの整備あるいは簡易ブースの整備を考えてはどうか。②わかりやすいトイレ箇所案内表示。③関係諸団体によるトイレに関する意見交換会を開催したらどうか。

答 産業経済部長

①主要ハイキングルートの入り口には既にトイレが整備されている。増設は景観、維持管理等の問題から困難であること、森林所有者である県と国との協議が必要になる。②愛宕山ルートは危険箇所や道標などの再検討の際にトイレマークを表示す

る。市全体の新たなパンフレット作成時にはトイレ表示を加える。

③毎月1回開催している商工観光関連団体連携会議で十分協議する。

問 ①山間地の中に、笠間の間伐材を利用した簡易トイレを設置することを考えてはどうか。

答 産業経済部長

①トイレの設置は維持管理経費等の問題があるので、関係機関との協議、利用者の声を聞いて検討したい。道標等の設置には笠間の間伐材を利用するように留意する。

住宅市街地内道路の路面改修について

本市における道路の維持管理は

問

①松山団地内では路面の傷み、ひどいクラックがふえているが路面改修はどう考えているか。②センターラインなど停止線などの改修をどのように考えているか。

答 都市建設部長

①道路の維持管理はパトロールや区長要望等により危険箇所、路面の補修箇所を把握している。路面の補修は舗装経過年数に関係なく、路面の損傷状況

に応じて舗装の全面改修や部分的修繕工事を実施している。松山団地では舗装盤の傷みは少ないことから、傷みの激しい箇所の補修を随時実施していく。②国道355号から友部高校までの通りで視認性が劣る区間の路面標示の改修を実施していく。

国民健康保険の改善について

一般会計からの繰り入れで重い国保税に手厚い軽減措置を



横倉きん議員

問 ①合併後の国保税の滞納世帯が二割を超えている、市税を含めた国保税の滞納者の差し押さえ件数と金額の推移。②国保税滞納世帯の医療施設の利用状況。③国保税、住民税など税額の所得に対する割合、滞納世帯の可処分所得、差し押さえ後の生活、差し押さえるの判断基準。

答 保健衛生部長

①国保税を含めた市税全体の滞納者の差し押さえ件数と金額は、平成18年度は33件で5877万9千円、19年度は47件で2711万2千円、20年度は70件で3015万8千円、21年度は201件で7282万8千円、22年度は461件で1億6797万9千円、23年度は382件で2億6187万1千円。

円。②国保税、住民税などの税額の所得に対する割合は、40代夫婦、子ども2人の4人家族を前提とすると、給与収入400万円、所得260万円の世帯で、24年度で、国保税は年額47万4600円、住民税は11万3600円、合計で58万8200円で、給与収入に対する割合は14・7%になる。23年度は、同様の計算で、国保税が45万1900円、住民税が4万4300円、合計で49万6200円、給与収入に対して12・4%。24年度との比較で9万2000円の増となった。主要因は住民税の年少扶養控除がなくなったことによる。③滞納世帯の可処分所得、差し押さえ後の生活は把握していない。差し押さえは、督促状の発送、その後催告書送付、次に財産調査、差し押さえという順で行っている。

問 ①滞納世帯が2割に上る状況を市として改善する意思はないのか。短期保険証、資格証明書を廃止し、正規の保険証を交付すべきではないか。

答 保健衛生部長

何らかの事情で即全額納税できない場合は納税相談で対応している。国保税は法律に基づく制度であり、市ができることは、健康づくりで医療費を抑制すること、完納者を考慮し、徴収率の向上のために滞納処分を積極的にやることと考える。公平性の確保、納税意識の向上のため、未納者には短期保険証、資格証明書の発行で接触機会をふやし、適切に対応する。

問 憲法25条は健康で文化的な生活を送る権利を保障している。保険税軽減のため、自治事務として一般会計から法定外の繰り入れを増やすとともに、滞納者にもまた、一般の保険証を交付すべきではないか。

答 保健衛生部長

納税は義務で、低所得者には7割・5割・2割軽減とさまざまな軽減制度がある。24年度は国保税負担緩和分として8000万円を繰り入れる予定であり、受益者負担の原則から法定外繰り入れをこれ以上やす考えはない。

笠間市健康づくり計画の推進について

定期健診に歯科検診を取り入れては

問 定期健診時に歯科医師会へ協力を求め、歯、口腔検診を実

答 実施すべきではないか
保健衛生部長

歯周病疾患検診は40歳から70歳を対象に、500円の自己負担で実施している。健康診査での同時実施は検診時間が30分かかること、歯科専用のユニットが必要なこと、受診希望者がかかりつけの歯科医を希望することが多いため、歯科診療所の個別検診が望ましい。

問 500円の自己負担で歯周病疾患検診を実施していることを



笠間市健康づくり計画

東海第二原発の再稼働問題について

スリーマイル島の原発事故の教訓を学ぶべきでは

問 福島原発事故後の状況は深刻であり、多面的に悪い影響を与えている。東海第二原発再稼働で過酷事故が起きれば100万人近い住民が避難を強いられる。避難は、不可能ではないか。東海第二原発の再稼働の中止を求めるべきではないか、市長の見解を伺う。

答 市長

本年、既に3回の定例会で答えているのと同じ回答になるが、再稼働するまでの手法やプ

もつとPRしてほしい。

答 保健衛生部長

健康カレンダーに既にPRは入れているが、さまざまな形でPRに努める。

問 アメリカのスリーマイル島原発事故で、住民が緊急避難できない原発は発電許可が取り消された。この教訓を日本も学ぶべきではないか。

答 市長

東海第二原発30キロ圏内に居住する約100万人が移動するのは現実的に難しいと以前に答えている。

街灯のLED化について

行政区管理の防犯灯も、リース方式によるLED化検討を



石田安夫議員

問 ①市管理の街路灯と区管理の街路灯それぞれの数と、1年間の管理費及び設置費。②街路灯のLED化により、管理費の低減が図れないか。③市管理の街路灯をリースによりLED化すべきと思うが、市の考え方を伺う。

答 市民生活部長

①今年度11月末現在の防犯灯（街灯）の設置数は、市管理のものが1367基、行政区管理のものは7109基。1年間の管理費は、市の管理費は電気代と修繕費合わせて590万円、行政区管理の防犯灯は、電気代で約2400万円程度。また、今年度の設置費は、市管理のものは、新設13基、蛍光灯型や水銀灯からコンパクト型に交換するものが71基で約270万円、行政区管理のものは、新設112基、コンパクト型に交換するものが268基で約1100万円の設置費がかかり、市は1基当たり設置費の三分の二、1万6000円を限度として補助を行うので、今年度の補助総額は700万円となる予定。②市管理、行政区管理の防犯灯ともに32ワットのコンパクト型が多く、1基当たり設置費で約2万4000円、電気代は1年間で3360円、寿命は約3年。LED型は10ワットで設置費は約3万円と高いが、電気代は1年間で約1650円、寿命は約15年なので、LED型は設置費で2割程度高くても、電気代が安く、寿命が長くて交換費用がかからないため、管理費の低減が図られると考える。③市管理の防犯灯のLED化を図るには、市が10年の長期計画で工事を行う方法、一括リース方式、ESCO事業の三つがある。（ESCO事業とは、民間の企業活動として、システムや設備の提案から設置、維持管理まで企業側が包括的にサービスを提供し、省エネルギー量の保証契約を結ぶ方法）市が10年間でLED化をするには約8200万、一括リース方式では約7600万円が

見込まれる。ESCO事業を含め、LED化事業の課題や費用などを詳細に検討していく。行政区管理の防犯灯は、管理はそれぞれの行政区なので、市管理のものと一緒に事業を進めるのは難しい部分が多々ある。

問 区管理のものをどうしていくか、試算を出すなり、区長会で諮って検討してもらえないか。

答 市民生活部長

リース方式は市の分について最近、検討を始めたばかりであり、現段階では区長にも話して

いない。検討の課題は認識しているが、現段階ではすぐできるか否かは回答できない。



電柱に設置された共架式LED防犯灯



LED化された防犯灯



産業立地、主として加工産業の立地について

企業誘致に向けて積極的な体制づくりを



鈴木裕士 議員

問 ①笠間市に産業を誘致するのに何がネックか、何をブラスすべきか。②過去1年間で企業誘致のために訪問した企業数、同一企業を訪問した回数を伺う。③産業経済部長の第三者的観点から見た企業誘致に関する考え方を伺う。

答 都市建設部長 ①笠間市が所有する立地可能な工業団地はなく、県有地が民有地しかない。県有地で誘致可能な工業団地は茨城中央工業団地のみである。畜産試験場跡地の活用を含め、引き続き県と連携し、早期企業立地に向けて努力する。また、岩間インター周辺の安居・押辺地区の工業地帯内の区画道路2号線の整備を進めるほか、本市独自の企業立地の助成制度として今年度は地元新規雇用に対する補

助制度を創設した。今後は緑地率の緩和を検討する。②新規企業へは13社、同一企業へは7社、延べ67回訪問した。

答 産業経済部長

③北関東自動車道の沿線に企業を誘致するには、県レベルでの戦略、積極的な取り組みが必要だと考える。国内企業を誘致すると同時に、国外にも目を向けて企業誘致を行うという観点もあり得る。

問 企業誘致推進室は都市建設部に置かれ、担当者2名体制でやっているが、部に昇格し3倍以上に増員して積極的な誘致体制をつくるべきではないか。また、今年度の進出企業5社の業種、雇用人数、設備投資額等を

市民税と国民健康保険税の納付状況について

収納率向上の施策と実施について

問 ①平成19年度から23年度までの市民税と国保税の収納率は悪化し、茨城県44市町村の中で、全国比較でも最低位置にランクしている。この現実をどのように考えているか。②以前に公表された収納率向上の諸施策は実施されたのか。③低徴収率に対し国のペナルティーはあるのか。

答 市長

①19年度以降、税の徴収率が

同。

答 市長公室長

24年4月に企業誘致推進室を企画政策課から都市建設部に組織したのは、企業誘致に伴う条件整備の対応を部内で連携して一体的に行う体制づくりのため、対外交渉にあたる役職等を考慮し、担当2人を配置した。今後も本体制でより積極的に企業誘致の推進を図る。

答 都市建設部長

新規企業の4社の内訳は、製造業3社、流通業1社で、雇用人数は4社合計で1300人程度。設備投資額は工事が未完了であり、企業の個別情報のため、市では把握していない。

つ対策を進める。

答 総務部長

②職員1人当たりの差し押さえ実施件数は県内10番目であり、やるべきことをやらなかったわけではない。水戸県税事務所との合同滞納整理及び茨城県税務職員との人事交流、差し押さえ等の滞納処分強化、笠間市単独による会場公売、コンビニ収納の実施等行ったが、不動産公売、搜索差し押さえなど滞納処分等の実績は少ないと考える。③国のペナルティーはない。

問 納税対策室を含む税務課職員としての勤続年数は平均1年6カ月で、人事異動のサイクルが短すぎ、職員の無責任体質をつくっているのではないか。長崎県平戸市は財政危機宣言を受け、本格的な収納対策に取り組め、徴収率が劇的に改善した。過去3年の滞納処分と搜索の件

数を再度伺う。

答 総務部長

税務職としての勤務通算年数は平均4年7カ月であり、異動により税務職の経験を生かせるメリットがあることから、一定期間での人事異動は必要である。過去3年間の差し押さえ等滞納処分件数は、平成21年度は201件、22年度は461件、23年度は震災の影響で全県で差し押さえを自粛したため382件、24年度は11月末現在で347件行った。

問 徴収率で県内の上位10位以内に入るために、今後の具体的な方策は何か。

答 総務部長

市民の納税意識の高揚を図るために、引き続き財産調査による適正な滞納処分、自主納付の推進、搜索等による不動産の差し押さえ、公売を強化、継続していく。



納付は、便利な口座振替で!!

健康都市宣言にふさわしい環境対策について

市民が安心・安全に暮らせる生活環境を



鈴木貞夫 議員

問 ①平成25年3月に制定するとして原子力災害対策計画の進捗状況を伺う。②茨城県は3月に原子力防災計画を策定すると聞peg、議員にも素案を早く示し、説明してほしい。

答 総務部長

①原子力規制委員会は12月12日に原子力災害対策指針の補足参考資料として、市町村を対象とした地域防災計画、原子力災害対策編作成マニュアルを公表したので、早急に県及び隣接自治体と計画の確認作業に入る。②スケジュール的には遅れ気味だが、3月までに計画策定を進めていきたい。

答 市長

原子力の諸問題は非常に高度な専門的知識と見解を必要とするの

で、国と県の方針に基づいて対応をしている。原子力規制委員会の方針が出ないと、県・市も動きようがないのが実状である。

問 1年前に実施した市内全域400数十ヶ所の放射線量の測定を今後も継続し、基礎的データとして把握すべきではないか。

答 総務部長

放射線量は、平成24年7月時点では、3割以上低下している状況で長期にわたり安定した測定値で推移しているため、改めて市内全域での放射線量の測定は必要ないと判断する。市内43カ所の空間線量は今後も継続して測定する。

問 原子力の過酷事故が発生した場合に、放射線量がどう推移するか見るために、全市的測定を年1回ぐらいやって市民に示す必要があるのではないか。市長の見解を伺う。

答 市長

環境省の基準では、地上1メートルでの測定を笠間市は50センチとより厳しく測定し、長期的な測定の中で3割減という実態があるので、43カ所測定を週1回に減らした。この測定は今後も継続する。

問 ①汚染土壌は土のう袋に入れた後、一定の保管容器に入れ

る必要があるのではないか。②土のう袋は耐久性がなく、市街地の人は汚染土壌の置き場に窮している。高濃度汚染土壌の処理法は市が責任を持って早急に指示してほしい。

答 総務部長

①個人の敷地内の除染で発生した汚染土壌は土のう袋に入れ、敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設、覆土して処理、または敷地内の一角にブルーシートで覆い、一時保管するようお願いしている。②笠間市は、空間放射線の測定結果から、面的な除染の必要はなく、必要により除染する場合は環境省が定める「除染関係ガイドライン」に基づき除染作業を行い、発生した土壌は適切に保管をお願いしている。

問 ①今だに市内から県外へ避難し戻れない子どもがいる。中学生までの健康対策について。②新聞で報道された安定ヨウ素剤を配布しない方針を決めた経緯を伺う。

答 保健衛生部長

①笠間市に住民票を残したまま他の地域で暮らす市民は、現時点で5世帯5人で、子どものいる世帯は1世帯1人と市は把握している。国の航空モニタリング調査、市が測定している空間放射線量の調査結果から、市

民の日常生活は普段と同じで差しつかえないと判断している。

②安定ヨウ素剤に関する新聞報道は、10月下旬に共同通信社が実施した防災計画のアンケートから報道されたもので、単にヨウ素剤を配布しないという方針ではない。

問 ①牛久市や取手市では高校生まで健康診断を行っている。笠間もやるべきではないか。②ヨウ素剤は市内の医師会とも相談し、設置の是非を検討してもらいたい。

答 保健衛生部長

①笠間市内はすべて安全な場所であり、市民の日常生活は普段と同じで差しつかえないと判断しているため、健康調査の実施は考えていない。②安定ヨウ素剤の配布の具体的な内容はいま検討段階であり、26日の県の会議以降、議論して定めたい。

答 市長

ヨウ素剤の配布は課題が非常に多いため、国と県の方針を受けてしっかりと対応する。

問 エコフロンティア

かさまへ放射性廃棄物を搬入している市町村名、総量、放射性物質の平均濃度、作業員の

健康対策を伺う。

答 市民生活部長

石巻市からの災害廃棄物は8月30日から11月末までに可燃物477t、不燃物4093t、合計4570t受け入れた。平均放射性物質濃度は19・3ベクレル/キログラム。県内自治体は24年11月末までに16団体から総量2万3887tが搬入され、平均放射性物質濃度は1197ベクレル/キログラム。作業員の健康対策には粉塵対策として作業員に防塵マスクの携行、処分場における定期散水などの対策に努めている。外部飛散防止対策に努めるよう事業団に定期的に申し入れている。



エコフロンティアかさまに搬入される石巻市の災害廃棄物

総合計画3カ年実施計画について

計画の成果とその反映について



西山 猛 議員

問 ①計画の趣旨を明確にし、全市民にわかりやすい形で説明を。②前総合計画との相違点は何か。③主な事業の評価方法。④平成25年度の重点施策「健康都市かさま」の理想の姿とはどのようなものか。

答 市長公室長

①市が目指すべき将来像「住みよいまち、訪れてよいまち、笠間」の実現に向けて、基本構想に掲げる6つの政策や後期基本計画に掲げる49の施策の内容を具体的に、取り組みを明確に示し、予算編成や事業実施の指針とすることを趣旨としている。各施策の目標実現に向けて214事業を採択の上、体系的に整理し示した。②重点視点として掲げた「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」を強く意識し、各施策の目標達

成のため、貢献度や有効性、効率性のより高い事業を採択する評価基準を設け実施した。③基本構想・計画との整合性、3つの重点視点、社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応する必要性と緊急性、行政評価事業事業評価の結果の反映、49施策の目標達成に向けた貢献度、事業所管部の優先度の6評価項目に基づき点数評価を行い、重点的・優先的に予算配分する214の主な事業を本計画に掲載している。

答 保健衛生部長

④「健康都市かさま」はすべての市民が生涯健やかに暮らしていくことを目指し、個人の健康づくりに必要な運動や栄養など7つのテーマと、安心できる医療の確保、食育などの推進について、市民や地域の行動指針と行政施策の方向性を示し推進している。もう一つの柱である

区長制度の見直しと予算配分に対する 市の考え方について

予算配分の根拠について

問 区長制度の見直しの予算配分に対する市の考え方について

答 総務部長

市では、320ある行政区の区長報酬の基本額の3万円を2万5千円に、世帯割の800

円を支える環境づくりのため、総合計画において各分野の活動を推進し、市民と行政が一体となって安心と安全が確立された健康な都市づくりを進める。

問 健康都市かさま関連事業で、25・27年度の協働のまちづくり推進事業や地域ポイント制度の予算、目標指数が横ばいあるいは減少しているのはなぜか。

答 市長公室長

財政は相当厳しく、現在は合併後の特例的な交付税等が措置されているが、特例期間が終了すれば相当の歳入減になる。すべての事業で現状を維持するのは困難で、予算、目標数値にメリハリをつけることはできないが、毎年ローリングをしているので、26年度からの計画策定では事業の取捨選択をする中で配慮していく。

なる。また、各行政区に事務連絡交付金として1世帯当たり千円を交付、約2千300万円を予算化した。

問 笠間市行政区検討委員会では区の適正戸数が30から200戸という基準を出しているが、行政としては戸数適正化のためは何をやったのか。また、戸数の見直しされないまま報酬の改定だけに終わるのではないか。世帯の少ない行政区をつぶすような改定には異議を唱える。

答 総務部長

小規模行政区の統合については、長年の歴史や地域的特性等があり、合理的見地からのみ区の規模を判断して統合を進めるべきではないと認識している。来年4月から2地区の区の統合申請があった。今後とも区長会と連携を取り、できるだけ多くの区が適正規模の行政区になるよう進めていきたい。

< 区長報酬比較表 >

世帯数(戸)	世帯割額(円)	基本額(円)	合計(円)	差額(円)
10	8,000	30,000	38,000	▲ 3,000
	10,000	25,000	35,000	
25	20,000	30,000	50,000	0
	25,000	25,000	50,000	
100	80,000	30,000	110,000	15,000
	100,000	25,000	125,000	
300	240,000	30,000	270,000	55,000
	300,000	25,000	325,000	
500	400,000	30,000	430,000	95,000
	500,000	25,000	525,000	

○上段=改定前、下段=改定後
世帯割額…現行(世帯数×800円)、改定後(世帯数×1,000円)
基本額…現行(30,000円)、改定後(25,000円)
○平成25年4月1日から実施予定

を歴史や文化の成り立ちに求めるなら、なぜ検討委員会をつくったのか。

答 総務部長

行政が一定の基準で強引に区の統合を進めるのは無理がある。地域の住民の理解を得ながら、区長と相談しながら進める。

答 市長

区長制度は合併前の3市町それぞれに違いがあった。検討委員会は制度の課題を見直し、行政と区の連携強化を議論するために立ち上げた。現在の区は各々歴史的背景があるのは当然だが、それを乗り越え、区の適正規模化に取り組む。



野口 圓議員

小・中学校におけるいじめについて

自立した、自尊心を持った子どもの育成を

問

①4月～9月に行われたいじめアンケート調査で、いじめ件数が全国的には昨年度の2倍になっているが、茨城県では大幅に減少している理由。②文部科学省の方向性では、小さないじめを発見・解消することに重点が置かれているが、逆を行っているのではない。③アンケートは全国一律同文か。④アンケートで、いじめが存在する・しないの判断基準は示されたか。⑤アンケート内容は開示できるか。⑥いじめの実態・形態をどう考えるか。⑦いじめの実態は教員間で共通認識になっているか。⑧いじめの存在を確認した場合、学校を上げて取り組んでいるか。⑨過去の校内暴力と現在のいじめはどう関係しているか。⑩自由な遊び空間をなくしたことはいじめはどう関係しているか。⑪個性豊かな人の育成をどう実現する。⑫いじめの原因。⑬いじめはいつから始まったか。⑭自殺まで追い込まれた経緯をどう認識しているか。⑮いじめによる自殺は地域を問わず全国的に起きたことをどう考えるか。⑯いじめに遭って自殺する子としない子の違いは何であると考えるか。⑰自殺防止対策。⑱どうすればいじめは根絶できるか。

答 教育長

①茨城県のいじめの認知件数は、平成21年度が2284件、22年度が2669件、23年度が2277件、24年度の4～9月は2234件だった。全国的に24年度に件数がふえたのはより詳しい調査をしたからで、通年では茨城県でも昨年度を上回ると予想する。③アンケート項目は全国同一。④いじめの判断は国が示した調査項目に基づいて実施している。⑤アンケートはすべて開示できる。⑥国は、いじめを心理的・物理的な攻撃により、被害者に精神的苦痛を与えることと定義している。いじめの形態としては言葉による誹謗中傷、身体的攻撃、金品強要、ネットいじめ等がある。⑦⑧「いじめの早期発見のためのチェックポイント」を使用して、全職員で共通理解のもとに取り組

み、校長のリーダーシップのもとに学校全体で解消にあたると。⑨暴力、金銭要求は犯罪であり、暴力行為には毅然とした態度で対応する。⑩子どもたちを取り巻く環境が激変し、トラブルや困難を自分で乗り越えられる経験やコミュニケーション能力の不足が生じていると考える。⑪生徒の能力に応じて個に応じた指導をするために複数教員による授業に取り組んでいる。⑫異質なものを攻撃し、排除しようとする心は世界共通で、他人との差異を認める心を持てればいじめはなくなると考える。⑬いじめはいつから始まったか。⑭自殺は決して許される行為ではないと指導している。⑮いじめに追い込まれる前に、小さな変化やSOSのサインを見逃さず、学校、家庭、社会、大人が早期に対応するべく教員は強く意識するよう指導している。⑯いじめによる自殺には地域差はない。どの学校でも起こり得る問題ととらえている。⑰周囲に支えてくれる人や相談相手、声をかけてくれる人の有無、児童生徒の相談スキルが自殺防止に重要だと考える。自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用し、命の大切さを実感させる教育プログラムを実施している。⑱いじめの根絶は難しい

が、苦しみを乗り越えられるしなやかな児童生徒の育成に尽力する。

問 小学校教員・武藤啓司氏

「児童全体の集団身体化が集団いじめの根底にある」と分析するが、これについて教育長の見解を伺う。いじめが過激化した場合、登校拒否という選択肢はあるか。いじめている側の子どもたちの心を治す方法はあるか。

答 教育長

個人的には武藤啓司氏の分析と基本的に異なる見解を持つている。今の子どもたちは、無理難題を押しつけられたタレントの失態を皆で笑

う市も設置している。いじめる側の子どもには、自尊心を高めてやること、最も大切だと考える。

問 自立した自分自身になるためには、心の内に自尊感情の核となる「隣の人」、どんなことがあっても受けとめてくれる人をつくることであり、大人が子どもたちの受けとめ手になり得たときにいじめは終わると考えるが、教育長の感想を請う。

答 教育長

同感である。子どもたち同士が隣の人になり合うことも大切であり、教員がまず隣の人になるよう努力していきたい。

いものにするバラエティー番組を小さいころから見慣れている。これも今のいじめの構造に酷似している。また、教育課程もふえたことで、子どもたちは群れて遊ぶよりも在校時間が長くなり、保護者もそれをよしとするところがある。いじめがひどい場合は、一時避難所として適応指導教室に通えるよ

いじめの認知件数等の調査

平成 24 年度行政評価外部評価の結果について

事務事業や予算の見直しにどう活かされるのか



石松俊雄 議員

「デマンド交通システム運行事業」について

土日運行の拡大と業者への燃料高騰対策を図るべき

市長公室長

外部評価の意見である「経費の削減」に関しては、予約システムの更新に伴い、運行計画自動生成機能を有しサーバーをクラウド化したシステムに変更し、ランニングコストを約520万円縮減する。「利用者拡大を図ること」に関しては、新たな利用拡大やイメージアップを図るため、親しみやすい愛称を検討していく。「市民ニーズを的確に把握し土日の運行を拡大すること」に関しては、バス・タクシー事業者等の共存共栄を大前提としていること、約2600万円の経費が発生し費用対効果の面から土日運行は考えていない。なお市民ニーズの把握については、利用者アンケートを行う予定である。

今年度の外部評価で、「改善し、継続」となった「デマンド交通システム運行事業」

市長公室長

「廃止」となった「一人暮らし高齢者見守り3事業」について、事務事業や予算の見直しにどのように反映されるのかうかがう。

今年度の外部評価で、「改善し、継続」となった「デマンド交通システム運行事業」

市長公室長

「廃止」となった「一人暮らし高齢者見守り3事業」について、事務事業や予算の見直しにどのように反映されるのかうかがう。

市長公室長

「廃止」となった「一人暮らし高齢者見守り3事業」について、事務事業や予算の見直しにどのように反映されるのかうかがう。

市長公室長

「廃止」となった「一人暮らし高齢者見守り3事業」について、事務事業や予算の見直しにどのように反映されるのかうかがう。

「これまで通りの事業の継続と予算を確保

福祉部長

「ひと暮らし高齢者見守り3事業

業」の「愛の定期便事業」は、安否確認等の体制は地域の協力なくしては実現できないので、民生委員や近隣住民の協力を得て「地域ケアシステム」を活用した「在宅ケアチーム」を再構築して見守り体制を整えていきたい。さらに市内の事業所と見守り協定を締結するなど「見守りネットワーク」の強化を図る。その体制が整った時点で事業継続の必要性及び経費などについて検討していきたい。「緊急通報システム事業」は、現在のシステムが老朽化しているので安否確認や健康相談等を付帯した新たなシステム導入について検討を進めていきたい。平成25年度から「地域包括ケアシステムネットワーク」の設置をめざし、在宅ケアを中心とする見守り体制の構築や保健・医療・福祉の連携体制を確立するため、現在関係機関と調整を進めている。「配食サービス事業」は、合併前の旧3地区で方法や回数などに差があるので、内容の見直しを社協と検討していきたい。この事業は、安否確認というよりは孤独感の解消や健康の増進などの色合いが濃く、多くのボランティアが関わっていることから、人との触れ合いを重視するボランティアの育成を図りながら継続していきたい。

いへべきではないか。また200円が負担できなくて利用していない人もいのではないか。そういう人の実態把握や対応できる事業も必要ではないか」という意見も出されているが、どう考えているのか。

福祉部長

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて

「配食サービス事業」の予算は、項目・費目は代わっても前年度と同額が保障されるのか。回数を増やすとか、民間業者との「コラボレーション」なども社協に任せようとするのではなく、行政として検討していへべきではないか。

福祉部長

「配食サービス事業」の予算は、項目・費目は代わっても前年度と同額が保障されるのか。回数を増やすとか、民間業者との「コラボレーション」なども社協に任せようとするのではなく、行政として検討していへべきではないか。

福祉部長

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて

「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけでなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ない問題ない事業としてしっかりと本気で考えて



大関久義 議員

笠間市のし尿処理の体制と実施状況について

合併後の笠間市の、し尿処理料金の統一性を

問 ①各家庭から徴収する、し尿処理料金はどのような体制で実施されているか。②笠間地区と友部・岩間地区との、し尿料金の違いについて。③各家庭から徴収する浄化槽の汚泥くみ取り処理の料金について。④笠間地区と友部・岩間地区の浄化槽汚泥処理料金の違い。⑤筑北環境衛生組合（以下、筑北環境と記す）と茨城地方広域環境事務組合（以下、茨城広域と記す）に搬入する際の料金設定の根拠。⑥地区ごとの許可業者の数。⑦水洗化率。⑧処理施設

答 市民生活部長

①各家庭から徴収する、し尿処理の基本料金は1ℓ当たり、笠間地区は10円、友部・岩間地区は15円。②地区により料金、許可業者、し尿・汚泥の搬入先が違つ。③④笠間地区が搬入す

る筑北環境は、10 kg当たり3円60銭、友部・岩間地区が搬入する茨城広域は、2千ℓ未満の小型車1台当たり315円、2千ℓ以上、4千ℓ未満の普通車1台当たり525円、4千ℓ以上の大型車は1台当たり1050円となっており、10 kg当りに換算すると平均で1円80銭となる。⑤市の委託でなく、許可事業者の営利活動のため、事業者が地域のバランスを勘案し、自らが料金を設定している。⑥笠間地区1社、友部地区2社、岩間地区1社の計4社を許可している。⑦平成23年度末のデータで、公共下水道と農業集落排水に接続しているのは3万1915人、水洗化率は40・3％。⑧筑北環境の処理施設は昭和61年に稼働を開始し、1日の最大処理能力は約1000ℓで、笠間市、桜川市から1日平均79ℓが搬入されている。茨城広域は昭和56年から稼働、1日の最大処理能力は約1000ℓで、笠間・水戸・小美玉の各市と茨城町から1日平均97ℓが搬入されている。

問 ①②③④基本料金の答弁は実態と異なっている。茨城広域は、し尿が8.5円、浄化槽の汚泥処理が13・15円、筑北環境は、し尿が7円、浄化槽汚泥は10円で、笠間地区のほうが安いはずだが、実際はそうならない

と聞く。市が事業許可を与えているのだから、単価の統一をするよう、市が指導すべきではないか。⑤処理場への搬入料金を1ℓ当たりで比較すると、茨城広域は150円、筑北環境は360円で、筑北環境のほうが2倍以上高く設定されているが、搬入料金の根拠は何か。市の負担金も筑北環境のほうが713万円多いのはなぜか。環境組合の構成自治体の見直しをすべきではないか。⑥笠間地区の許可業者は1社だけなので、処理場への搬入量は、3社ある友部・岩間地区の業者の1社平均の2・42倍ある。なぜ笠間地区だけ許可業者が1社限定なのか。新たな申請がなされれば許可すべきではないか。ストックヤードの設置目的と法的に問題ないのか。⑧2処理施設の今後について。⑨公共下水道と、し尿のミックス処理は可能か。浄化センター友部と浄化センター岩間の処理能力と現在の流入量を伺う。

答 市民生活部長

①②③④市は業の許可に係る権限のため、料金設定の指導を行なうことは考えてない。著しく差異が生じると判断される際は、許可業者と協議し料金見直しをお願いすることも必要と考える。⑤両組合とも県内の処理料金と地域性などを勘案し

決定した。組合の搬入料金は、筑北環境のほうが高く設定されていたが、負担金を処理単価から見ると、大きな開きはなかったが、平成23年度は1600円の開きが出ていたので、今後の動向を見ていく。構成自治体の見直しは検討していないが、加入脱退を注視していきたい。⑥合併前から2業者に許可していたが、その後1業者が廃業した際に、笠間地区の人口減少や下水道の普及で、今後は、1業者で対応可能と判断し、新規参入は認めない考え。ストックヤードは積みかえて集約し、効率化を図るためであり、法令上問題はない。⑧各組合の議会でも市民の意見も反映されるが、処理施設が老朽化等で廃止になった場合のことは今後検討を要すると考える。

答 上下水道部長

⑨浄化センター友部は家庭からの雑排水を処理する施設として設計され、し尿の処理能力はないため、ミックス処理は考えていない。浄化センター友部の処理能力は1日1万5100m³、流入量は1万2450m³、浄化センター岩間の処理能力は2640m³、流入量は1336m³。

問 平成11年に友部と岩間は廃棄物の減量及び処理に関する条例が運用されたが、笠間も同様

になつていたので、合併後の条例ではどう運用されているのか、設定の仕方に違いがあるのではないか。

答 市民生活部長

旧友部と旧岩間では条例により、し尿汲み取りの料金が定められており、旧笠間市では尿及び浄化槽の汚泥汲み取りの条例での、料金設定はなかった。処理施設に持ち込む搬入料金は、それぞれの料金設定の過程を尊重している。し尿及び浄化槽汚泥の処理については今後も現行どおり対応し、各組合や構成自治体の動向などを察していく。



茨城地方広域環境事務組合



筑北環境衛生組合

「鳥獣被害防止特措法」一部改正について

鳥獣被害対策実施隊の設置を



飯田正憲議員

問

①平成24年3月に鳥獣被害防止特措法が一部改正された。市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置した場合の具体的なメリットとデメリット、実施隊の身分について伺う。②笠間市として実施隊を設置する意向はあるか。③激減する猟友会会員の継続・育成対策について伺う。

答 産業経済部長

①メリットは実施隊員には狩猟税の二分の一免除、非常勤公務員となることによる公務災害の適用、ライフル銃の所持許可の特例、猟銃所持許可更新時の技能講習免除などの優遇措置、活動経費の8割が特別交付税で措置がされる。デメリットは捕獲期間の6割以上は出席しなければなら

ない、市の特別招集に応じなければならぬなど、隊員の活動が制限されること。隊員は市長から任命・指名され、非常勤公務員として条例で職務、報酬、公務災害補償措置が位置づけられる。②実施隊の設置を進めていきたいが、隊員に対するデメリットや条例改正等の手続きもある。猟友会会員と十分に話し合いをしながら、設置に向けて検討する。

答 市民生活部長

③狩猟者の高齢化や法改正による規制強化により、茨城県猟友会（平成20年度3818名→現在2935名）、茨城県猟友会笠間支部（平成20年度123名→現在106名）とも会員数が減少している。狩猟者減少の対策として、県では、年3回の猟銃免許試験のうち、日曜日に2回実施、県猟友会による試験前の予備講習会の開催、PR活動を実施しているが、減少傾向は止まらない。市としては、農業被害の削減と生活環境の保全のためにも、有害鳥獣捕獲隊に対する支援を充実させ、継続・

育成の一助として努める。

問 実施隊を設置するなら、県内で一番先にやってほしい、猟友会会員をふやすことは全国的な課題なので、よい方法があればお願いしたい。

答 産業経済部長

実施隊は、隊員に対してメリットもあるので、25年度中に設置する方向で進めたい。

答 市長

猟友会の鳥獣害駆除努力には、大変感謝しているが、会員増強については、なかなか良い案がうかんでこない。市町村単位ではなく、国の法改正の中で対応していくことも必要と考える。市としては鳥獣捕獲隊への



イノシシを侵入させないための電気柵

支援を今後もしっかりと行いたい。

要望 ハクビシンの捕獲数が、平成23年度4匹から平成24年度29匹と、この1年で激増している。

対策なども猟友会にお願いしていきたい。また、猟友会笠間支部長より、イノシシによる農林作物の被害も増加しているのに対して、狩猟人口が激減しているため、有害鳥獣捕獲隊の士気高揚、身分保障など実施隊設置の提案書が届いている。平成24年2月現在、有害鳥獣捕獲実施隊の設置は、全国47都道府県中、32道府県、未設置は茨城県を含む15都府県であり、実施隊が結成されれば、市、隊員の双方にメリットがある。笠間市の国有林で有害鳥獣捕獲を実施予定箇所の地図を作成するよう要望する。



捕獲隊による有害鳥獣捕獲

